

令和7年度「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立桂川中学校生徒指導部

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

すべての生徒たちが安心・安全のもとに楽しく豊かな学校生活を送り、社会性を身につけ、自らの可能性を伸長できるようにすることは、中学校において最も重要なことである。しかしながら、近年そうした目的を大きく阻害し、人格を傷つける「いじめ」問題の深刻化と多発化が懸念される事態になっている。

本校においても、かかる事態を自らの課題としてとらえ、この方針を作成した。「いじめ」を生じさせない、起きた時にはすぐに対応する、必要に応じて関係機関との連携を含めた対応をとる、などを基本として、丁寧で思いやりのある態度で適切に取り組む。

2 いじめ対策委員会

[開催時期] 月1回、生徒指導委員会において実施する。ただし、緊急時は随時実施。

[構成員] 学校長・教頭・生徒指導主事・補導主任・各学年主任・生徒会主任・養護教諭・スクールカウンセラー・その他、必要と認める教職員

[役割] 未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証、役割等の周知など

[内容]

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- 「いじめ」として対応すべき事案か否かを適切に判断し、問題解決まで被害・加害双方に対し、組織的に指導・支援を行う。

[生徒・保護者への周知方法]

- 入学時、学年集会や全校集会だけではなく、道徳や教科の授業などを用いて、生徒の状況を把握し、多角的に伝える。
- 家庭訪問や懇談、学校運営協議会などで地域・保護者の方との連携や情報共有も行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

①学習環境の整備・授業改善

- わかる喜びと学ぶ楽しさを体験できる授業をめざし、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を目指した授業改善を行い、共に学ぶ大切さを実感させることを目指す。また、基礎的・基本的な学習の定着や学習規律の確立をはかり、生徒が安心して学べる学習環境づくりを推進する。
- 個性を認め合い、支え合える学級や部活動などの集団づくりを推進することで、いじめを生まない、ゆるさない生徒同士のつながりを作る。

②道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳の授業を柱に、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力のもと、「人を大切にする」「人を思いやる」心を育て、社会性を身につける取組を推進する。
- ・本校の地域に向けた取組や地域への協力による取組などを通して、お年寄りをはじめとした地域の方々への人権意識を育む。
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

③児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視し、生徒が集団の一員としての役割を担い責任を果たす中で、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、自信を培い自己有用感を高め、自己実現につながる指導を推進する。

④生徒同士の絆づくり

- ・学校行事の様々な場面を通じ、学級や学年の集団作りを通じて、生徒自らが規範について考え行動できる力を育てる。
- ・部活動については自主自立の精神のもと、生徒が主体となって、精神面・技術面・肉体面の研磨に集中できる環境をつくり、その中で一人一人の人間性を育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒観察や学級日誌、教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。
- ・いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシートの活用や定期・随時の教育相談を行うなど、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見、早期支援、解決に生かす。また、スクールカウンセラーの活用など、生徒・保護者に向け、必要に応じて多様なアプローチを行う。
- ・生徒とのつながりはもとより、常日頃から保護者との連携を図る中で、共同して生徒の育成を図り体制づくりを行う。

(3) いじめが起こったときの対応及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。特に重大事案については、拡大の生徒指導委員会をもつ、学校運営協議会や第三者機関に諮る、警察・教育委員会をはじめとする関係機関と緊密な連携をとるなど適切な措置をとり、再発防止、安心・安全の学校環境づくりに向けて、厳しい措置も視野に入れた対応をとる。

・具体的な対応

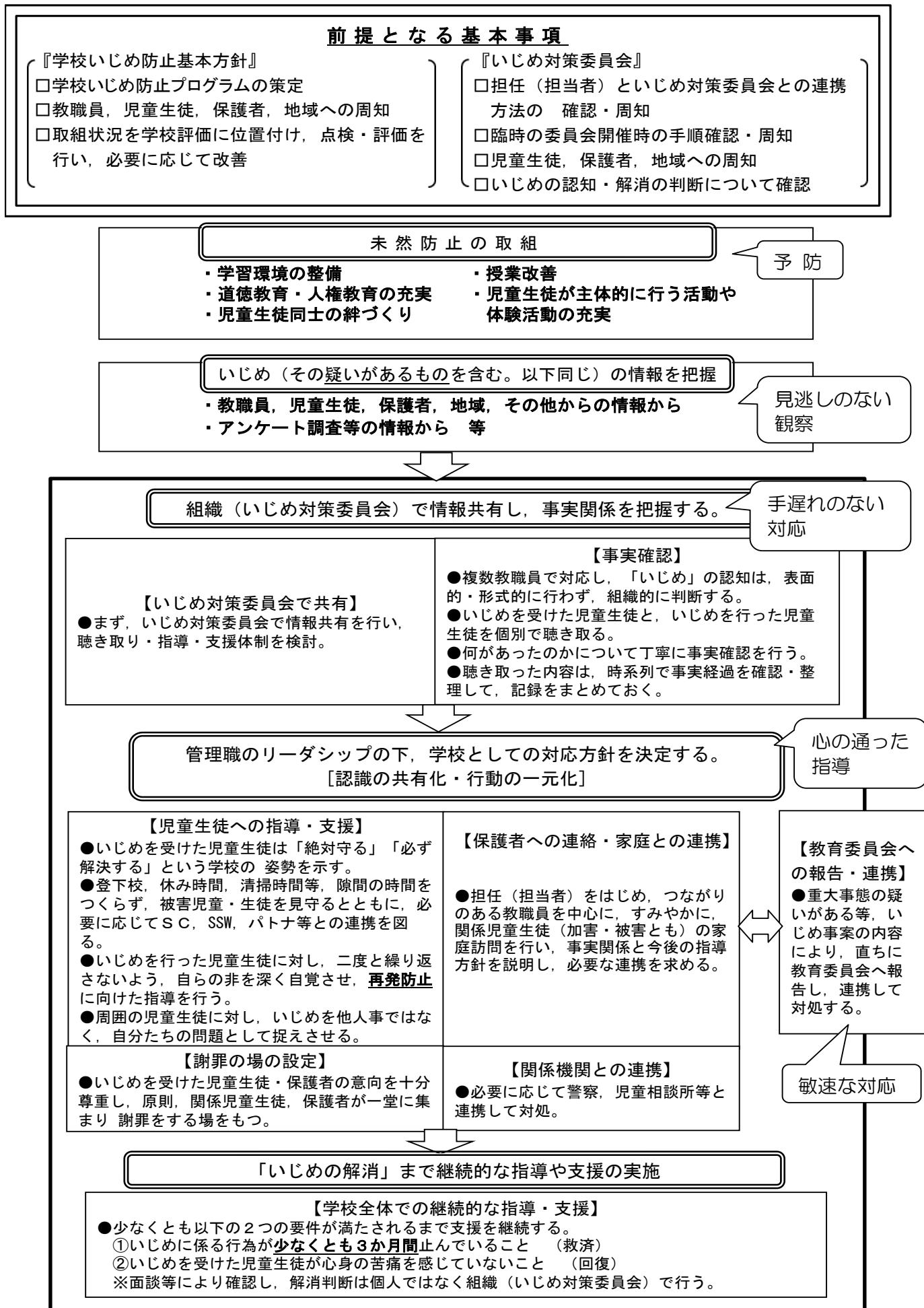
初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、解決に向けて取組を進める。いじめ問題の発生において、まず「いじめを受けた生徒」の立場に寄り添う。事実関係を調査し、人間関係のトラブルや悪質ないたずら、いじめ事案など、多岐にわたる様態を正確に捉える。「いじめを受けた生徒」とその保護者への適切な支援と、安心して教育を受けるための必要な措置など、先を見通して話をしていく。

保護者との連携を深め、事実を明らかに伝えるとともに情報を共有し、解決に向けた取組を、学校組織として推進する。

「いじめを行った生徒」とその保護者への指導や助言を行い、社会的、道徳的な面で深刻な人権侵害であるという認識を共有し、今後の再発防止に努める。

「いじめを行った生徒」への指導のみならず、関係生徒、生徒集団に向けて多様な働きかけや指導を行う。

- いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

校則遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を、学校・保護者が連携してすすめる。また、個人情報の漏洩や他人への誹謗・中傷の書き込みについて適切な指導を行うとともに、保護者にも生徒たちの情報環境等の認識を深める啓発を行う。

- ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われる事案が再発したりすることのないように、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも3か月『いじめに係る行為が止んでいること』『いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと』の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

内容

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。

実施時期

- ・校内研修会（夏季、秋季）でいじめ防止対策に関する研修を実施する。合わせて、生徒理解や生徒指導の在り方の研修を年間2回行う。また、定期的に生徒観察の視点点検を行い教職員相互で情報交換を各週1回程度定期的に行う。（補導係会）
- ・上記の各種調査・アンケート等が決して「カタチ」だけのものに終わらぬよう、生徒から寄せられた回答等から、生徒の悩みや思いの本質を見抜き、本質に迫れるような教職員集団であるよう、校長のリーダーシップを発揮する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信

- ・PTAの各種会議などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換する場を設ける。
- ・いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的におこなう。

(2) 保護者への啓発、協同の取組

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（通称：はぐくみ憲章）を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める観点を啓発していく。
- ・上記のさまざまな機会を捉え、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめ解消が保護者の理解・協力なしには進まないとの理解を広める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声掛けを生み出していけるようにする。

5 重大事態への対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

京都市立桂川中学校 いじめの防止等基本方針 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・各学年集会で生徒に説明 「いじめ対策委員会の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・入学式で保護者啓発 ・学校だよりでの発信 ・家庭訪問週間にて周知
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	【2年】職場体験 【3年】修学旅行	・教育相談の実施①	・PTA 総会 ・学校運営協議会①
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会 【1年】ケータイ教室 【2年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観 ・部活動懇談会等
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・人権学習 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースクール ・学年集会	・支援シート第1回	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会	・生徒会リーダー講習会等 「いじめのない、一人一人が輝ける学校にするために」 ・小中合同研修会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	

	<p>「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携」</p>			
9	<p>◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>【1年】科学C学習 ・GAWAラリー ・小中合同研修会 ・合唱コンクール・体育祭に向けての取組</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCAサイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」</p>	<p>・体育大会 ・合唱コンクール・体育祭に向けての取組</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②</p>	<p>・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価にから改善策について」 「研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」</p>	<p>・合唱コンクール ・小中連携桂川中才一貫スクール</p>	<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施② (3年進路相談)</p>	<p>・進路保護者会</p>
12	<p>◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<p>・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・学習発表会</p>		<p>・三者懇談会 ・入学説明会</p>
1	<p>◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの結果から」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・人権学習</p>		<p>・家庭地域教育講座</p>
2	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCAサイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・小中連携の情報の集約について</p>		<p>・学校評価の実施</p>

3	<p>◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 ・支援シート第2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会 臨時 拡大生徒指導委員会）」
- ・「校内生徒指導研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時に速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、隨時行い情報等を共有する。また、職員会議にて経過報告をできるだけ継続して行う。